

みどりの食料システム法のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

みどりの食料システム戦略の実現に向けた政策の推進

食料システムの関係者（生産者、食品事業者、機械・資材メーカー、消費者等）で**基本理念を共有し**、関係者が一体となって**環境負荷低減に向けた取組を推進するため、「みどりの食料システム法※」が令和4年4月22日に成立し、5月2日に公布、7月1日に施行。**

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

- 生産者や地域ぐるみの活動による環境負荷低減の取組を後押しする認定制度
- 機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組を後押しする認定制度

予算・税制・融資で促進

【R5年度補正予算・R6年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみで取り組むモデル地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- みどりの食料システム戦略推進総合対策 (R5補正:27億円・R6:7億円)
 - ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」
 - ・フードサプライチェーンの環境負荷低減の「見える化」の促進
- みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 (R5補正:38億円・R6:30億円)
- 環境保全型農業直接支払交付金 (R6:26億円) 等

【みどり投資促進税制の創設】(R6年度税制改正)

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（機械32%、建物16%）



土壌センサー付可変施肥田植機



良質な堆肥を供給する堆肥処理施設

【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- 農業改良資金等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資(新事業活動促進資金)の拡充 等

みどりの食料システム法に基づく主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の削減に取り組む場合に限り ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限り
	畜産・酪農 畜産経営環境調和推進資金	
林業者	林業・木材産業改善資金	
漁業者	沿岸漁業改善資金	

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限り	
支援サービス事業者 (機械のリース・レンタル)	新事業活動促進資金 ※中小企業に限り	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限り	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限り (例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬 等)
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限り	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限り (例：食品残渣を活用した堆肥 等)

【機械・設備のイメージ】

(生産者向け)



紙マルチ田植機



堆肥散布機
(マニュアルスプレッド)



ラジコン草刈機



農業用ドローン



色彩選別機



自動灌水施肥装置

(事業者向け)



堆肥のペレット化装置



食品残渣を堆肥化するバイオコンポスター

※施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施

環境負荷低減の取組の推進

環境負荷低減の取組の「見える化」

生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を進めています。

温室効果ガス削減への貢献

生産者の栽培情報を用いて、**定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し**、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等) - 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率 5%以上
★★ : " 10%以上
★★★ : " 20%以上



対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、にんじん、大根、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶
※括弧書きがないものは全て露地のみ

生物多様性保全への配慮 ※米に限る

生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて表示。

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点 1点
★★ : " 2点
★★★ : " 3点



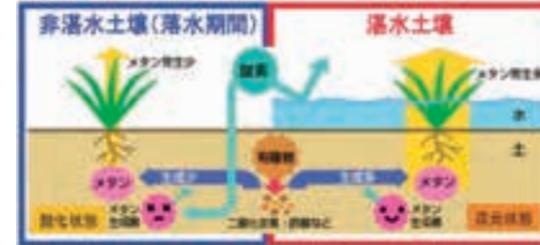
J-クレジットを活用した水稲栽培における中干し期間の延長

J-クレジットとは

- 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用のほか、水田の水管理の変更や適切な森林管理による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする国内制度。
- 農林漁業者等が行う温室効果ガスの削減・吸収の取組により生じるクレジットの売却を通じて収入を得ることができるため、農林水産分野での活用が期待される。

中干し期間の延長による水田からのメタン発生抑制

水田では、水を張った状態で活発に働くメタン生成菌が、土壌中の有機物を原料に、温室効果ガスであるメタンを発生。中干しの期間を従来より7日間以上延長すれば、メタン生成菌の働きが抑えられ、メタン発生量を3割低減することが可能。



(図の典拠：農研機構)

クレジットの価値・メリット

クレジット売却益 ネットワークの構築

クレジット創出者 (例) 農林漁業者、食品事業者等

クレジット購入者 (例) 温室効果ガス削減している企業

温対法・省エネ法の報告 組織内の意識改革



動画で紹介中！



動画はこちら



環境負荷低減のクロスコンプライアンス

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのねらい

農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化。これにより、環境にやさしく、生産性も高い農業の確立を目指す。(令和6年度～試行実施、令和9年度～本格実施)



チェックシートの記入・提出

事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。(該当する項目は全てチェック)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートひな形(抜粋)

申請時(します)	(1) 適正な施肥	報告時(しました)
<input type="checkbox"/>	① 肥料を適正に保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。(該当する項目は全てチェック)

国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。(受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を検討。)

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	
		高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証	
		小型沿岸漁船による試験操業を実施	
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再生可能エネルギー導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	90%
	水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン
⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率		13%	100%
	養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%	100%



連絡先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表 03-3502-8111 (内線3292)

直通 03-3502-8056

2024年7月発行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

MAFF
農林水産省



農林水産省HP「みどりの食料システム戦略」